

令和5年第2回五城目町議会定例会議事日程〔第4号〕

令和5年6月19日（月）午前10時00分開議

1 開会（開議）宣告

2 議事日程

- 日程第 1 総務産業常任委員長報告
- 日程第 2 教育民生常任委員長報告
- 日程第 3 議案第37号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 議案第38号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 5 議案第39号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 6 議案第40号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第41号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 8 議案第42号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 9 議案第43号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第10 議案第44号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第11 議案第45号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第46号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第47号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 4 議案第 4 8 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 5 議案第 4 9 号 五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第 1 6 議員派遣の件について

3 閉会

令和5年五城目町議会6月定例会会議録

令和5年6月19日午前10時00分五城目町議会6月定例会を五城目町役場議場に招集された。

1. 応招（出席）議員は、次のとおりである。

3番 松浦 真	4番 石川 交三
5番 椎名 志保	6番 荒川 滋
7番 佐々木 仁茂	8番 畑澤 洋子
9番 斎藤 晋	10番 石井 光雅
11番 伊藤 正春	12番 佐藤 重信
13番 荒川 正己	14番 舘岡 隆

1. 不応招（欠席）議員は、次のとおりである。

1番 工藤 政彦

1. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は、次のとおりである。

町 長	渡邊 彦兵衛	副 町 長	武田 和 栄
教 育 長	畑澤 政 信	総 務 課 長	東海林 博文
まちづくり課長	石井 忠 大	税 務 課 長	笹川 由 美
会 計 管 理 者	猿 田 仁	議 会 事 務 局 長	猿 田 玲 子
農 林 振 興 課 長	大石 芳 勝	商 工 振 興 課 長	小 玉 洋 史
建 設 課 長	猿 田 弘 巳	学 校 教 育 課 長	工 藤 ひとみ
生 涯 学 習 課 長	越 高 博 美	住 民 生 活 課 長	石 井 一
健 康 福 祉 課 長	石 井 政 幸	消 防 長	佐々木 貴 仁
総務課課長補佐	小 玉 重 巖		

1. 会議書記は、次のとおりである。

議 会 事 務 局 長 猿 田 玲 子

1. 会議の開閉時刻、質疑応答は別紙のとおりである。

午前10時00分 開議

○議長（石川交三君） おはようございます。

本日の議事日程については、タブレットをご覧ください。

ただいまの出席議員数12名、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

本定例会において各常任委員会に付託の各案件について、各委員会における審査の経過と結果について、各委員長より報告を求めます。

報告の順序は、総務産業、教育民生常任委員会の順序に行います。

はじめに、総務産業常任委員長の報告を求めます。6番荒川滋委員長

○総務産業常任委員長（荒川滋君） おはようございます。

令和5年6月定例会において当総務産業常任委員会に付託された付議事件は、関係部分を含む議案6件、報告4件、陳情2件であります。

これらの審査のため、総務産業常任委員会室において、6月15日午前10時から会議を開いておりますので、その経過と結果についてご報告いたします。

出席委員は6名の全員であります。参与には、東海林総務課長、石井まちづくり課長、笹川税務課長、猿田会計管理者、猿田議会事務局長、大石農林振興課長、小玉商工振興課長、猿田建設課長はじめ関係職員、書記には、商工振興課大柳主任、建設課藤田主任、税務課長谷川主任を指名し、会議に入りました。

はじめに、議案第29号、五城目町地域活性化支援センター設置条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、五城目町地域活性化支援センターの利用者に対し、継続的に支援することを目的に使用期限を最長10年とする規定を廃止するため、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容は、現在は設置条例第7条において、第1項で「使用許可の期間は、5年以内とする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、期間を延長することができる。」、第2項で「5年を超えてからの使用許可の期間は、1年以内で更新することができる。ただし、引き続くこととなる使用の許可の期間が5年を超えてはならない。」とあります。この第2項の「ただし」以降の文、いわゆる「引き続くこととなる使用許可の期間が5年を超えてはならない。」、この文を削除し、最長10年の規定を廃止するものであります。

約1時間にわたり審議した上で、現地を確認する必要があるとして、6月16日午後1時10分から地域活性化支援センターの視察を行っております。今年9月に入居期限を迎える株式会社秋田モールドが入居する旧馬場目保育園である事業支援棟では、事業所の代表者、そして現在12社が入居の事業支援室、そして5社が入居のシェアオフィスがある活性化支援センターでは、指定管理者である一般社団法人ドチャベンジャーズの竹内代表理事兼事務局長案内のもと、まちづくり課柴田課長補佐から説明を受けての視察となっています。視察終了後、役場に戻り、委員会室において午後2時30分に会議を再開し、この議案について審査をいたしました。

当局から、町の考えについての説明がありました。設置条例の目的には、新たな事業の創出の支援をするとともに、地域産業並びにコミュニティ活動の育成及び振興に寄与するとうたわれている。10年前の平成25年開設当初は、起業を促し、ならし操業を経て、町内で事業所を構えて開業していただくことを想定して運用してきた。センターの入居者は、この地に縁を感じてくださっているということを考慮すると、このご縁は末永く紡いでいくことが大切という信念のもとで運用をしてきた。世界的に起きた経済の不安定な状態が影響し、ここ10年で町内から多くの事業所が撤退している。もう誰一人この地から離れていただきたくないという考え方により、縁を紡ぎながら地域貢献活動を引き続きサポートし、末永い活躍を期待すべく、最長10年の入居期限を撤廃し、安心して事業を推進していただきたい考えである。入居者が地域の一員として輝けるよう、行政が仲介役を担って、センター機能と地域コミュニティ振興との融合を促していくことが重要であると決意を新たにしたところであると、このような説明の内容でありました。

委員から、あの施設はそもそも起業に特化したものではなかったのかという疑問があり、条例の設置目的に、新たな事業の創出の支援をするとともに、地域産業並びにコミュニティ活動の育成及び振興に寄与すると定めており、確かに起業は大きな要素であった。昨今の世界的な厳しい状況による町内事業所の撤退を目の当たりにし、これ以上町から事業所が減ることがないように、10年の入居期限を撤廃し、安心して事業を推進していただきたいと決意を新たにしたと。起業もさることながら、地域産業の振興を支援できる施設であるべきとの考えであると説明がありました。

また、質疑で、10年の期限撤廃により、今後最長期限は設けるのか。また、町内移転開業の意向は変わらないかという質疑に対しまして、町中心部に出てもらいたい反面、

現在は入居待機者がいるわけではなく、最長期限を設けることは想定していない。町内移転開業の意向は変わっていないという答弁がありました。

それから、今回の条例改正を、旧馬場目保育園であります但し事業支援棟に限るという考えはないかとの質疑に、一つでも多くの事業所に町内に残っていただきたいという考えであるので、事業支援棟に限るという想定はしていない。

また次には、今年9月に入居期限を迎える事業支援棟に関しては、無償譲渡も検討すべきではないかという質疑に、屋根の補修などが必要となるが、秋田モールドの意向を確認しながら検討していくという答弁がありました。

また、センターまでの道のりの経路が分かりやすいように要所要所に案内看板を、そして、センターの利用状況が分かるよう、入居者一覧の看板を県道から敷地への入り口付近へ設置すべきという意見に、指定管理者及び関係部署と話し合いをしながら考えていくという答弁がございました。

これらの審議を経まして、当委員として3つのことを指摘させていただきました。

1つ目は、退去後の町内移転を促すためにも、町は空き家・空き店舗の利活用に向け、物件所有者と協議をして利活用しやすい状況にするようコーディネートが必要である。センター退去者のためだけではなくて、産業全体の振興にもつながるよう、各課横串で取り組むようという指摘が1点目です。2点目は、町内での移転開業について、センターへの新規応募があった場合にはもちろん現在入居者にも改めてその意向を伝えるよう。3つ目として、指定管理者へ、地域と密着できるよう事業の開催に尽力するよう伝達をすべきと指摘をして、議案第29号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第30号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてであります。

本案は、国保財政の安定的な運営及び持続可能な国保医療制度に資するため、医療分、後期支援分、介護分のそれぞれに必要なと見込まれる算定額に合わせた税率に見直す必要があることから、当該条例の一部を改正するものであります。

当議案は、総務産業常任委員会に付託されたものではあります但し、今定例会冒頭、議会運営委員長報告のとおり、教育民生常任委員会との連合審査会を6月14日午後1時から4階大会議室において開催しておりますので、まずは連合審査会についてご報告いたします。

出席委員は12名、参与に東海林総務課長、笹川税務課長、猿田議会事務局長、石井

健康福祉課長をはじめ関係職員、書記には税務課児玉係長を指名し、会議に入っております。

委員からの医療費抑制につながる健康増進のための保健予防事業についての質疑に、がん検診、保健指導などを行っており、早朝を含む特定健診では、ここ数年はコロナの影響が非常に大きかったが、回復傾向にある。受診の勧奨通知、ナッジ理論を活用し、受診率の向上に努める。900人ほどいる未受診者への対応と併せて、医療費の抑制に努めたいという説明がありました。

また、データヘルス計画、特にレセプト分析をしての個々への保健指導が足りないのではないか。最も重要である個々の保健指導が行われなければ、医療費の抑制につながらないのではないかという問いに、個々のレセプト情報をもとにポテンシャル分析を行いまとめている。来年度からデータヘルス支援計画に策定にあたって個々のケースの検証を確実に実施できるよう、多方面の団体から支援をいただきながら進めていくという答弁がございました。

この連合審査会で出された指摘としては、健康意識を高める、それから医療費抑制、所得向上、これらは国保だけではなく町全体にとって重要なことである。全職員同じ意識を持って取り組んでいただきたい。

次の指摘としては、町民の幸福度向上のため、町は様々な健康増進事業を行うのだという訴え方も大事ではないか。

そして次の指摘としては、高齢者が持つ知恵、知識、技術を引き出し、それが生きがい、やりがい、収入、そして健康寿命の延伸につなげられるよう、総務課が中心となり話し合っていたいただきたいという指摘がございました。

また、連合審査会で出された意見といたしましては、一時全国5番目に高い保険税額であったが、今ではかなり下がってきている。受益者の負担をなるべく減らすため、これまで議会としては意見してきているが、その低空飛行もいよいよ限界であろう。

次の意見としては、今、税率を引き上げなくても何とかしのぐことができるのかもしれないが、そうすると令和6年度の当初予算を組む財源が不足することになることは大きな問題である。今回の税率改正は避けては通れないことであろう。

そしてもう一つとしては、受け持ち業務が多岐にわたる健康福祉課のマンパワー不足については、喫緊の課題であり、議会の意思として増員すべきと示す方法があるのではないか。

約1時間20分かけて審議し、連合審査はここで終了となっております。

翌日6月15日、総務産業常任委員会で改めて議案第30号についての審査をしております。

委員からの収納率を問う質疑に、令和4年度の95.04%から95.92%へ前年より0.88%向上はしているが、収納額では1億4,425万円から1億3,799万円と626万円減少となったと説明がありました。額は減少したが、収納率の向上は職員の努力あってこそという意見が出されました。

また、今後の税率改正を問う質疑には、今回は令和5年度を乗り切るための改正案であり、次年度は再び改正することとなるという答弁がございました。

委員会として指摘させていただきました。所得の低下、被保険者数の減少、医療費は増大という悪循環は続く。そんな中、いかに健康を維持し、元気でいていただけるか。健康増進事業の必要性が改めて浮き彫りになっている。町民が幸福を感じられるためには、何よりも健康であることが第一。健康診断受診者数が回復してきたのは明るい材料であり、健康寿命の延伸を図るための事業をさらに積極的に展開するよう。また、所得の低下にブレーキをかけるべく、健康福祉課以外にも各課連携して産業の振興にもつなげていただきたい。中身の伴うオール五城目、オール行政で臨むよう指摘をして、議案第30号は、全会一致で可決すべきものと決しました。

続いて、議案第31号、専決処分（第2号）の承認を求めることについて、五城目町町税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が公布され、令和5年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分し、議会に報告し承認を求められたものであります。

主な内容といたしましては、令和6年度から課税となる森林環境税にかかること、電動キックボードなどの特定小型原動機付自転車の新たな区分が提示されたこと、項の変更による項ずれ整理や文言の変更などであります。

委員から特に意見もなく、議案第31号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第32号、専決処分（第3号）の承認を求めることについて、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてであります。

本案は、先ほどと同じで法律、政令、省令が令和5年3月31日に公布され、令和5

年4月1日から施行されたことに伴い、当該条例の関連部分の一部改正について専決処分し、報告し承認を求められたものであります。

これも法律、政令、省令の公布と施行によるものであり、委員からは特には意見もなく、議案第32号は、全会一致で承認すべきと決しました。

続いて、議案第33号、専決処分（第4号）の承認を求めることについて、令和4年度五城目町一般会計補正予算（第8号）についてであります。

本案は、令和4年度五城目町一般会計において、災害復旧事業等の繰越額が確定したため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付けをもって補正予算の専決処分をしたものであり、議会に報告し承認を求められたものであります。

林道開設や現年災害復旧事業の繰越額確定に伴い、歳入歳出それぞれ3,589万1,000円を減額し、総額を69億5,802万7,000円とするものであります。

委員から、工事請負費の40%という前払金の確認以外には特に意見もなく、議案第33号は、全会一致で承認すべきものと決しました。

続いて、報告第1号、令和4年度五城目町一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります。

令和4年度五城目町一般会計補正予算（第7号）第2条及び（第8号）第2条の繰越明許費を令和5年度に繰り越し、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

内容は、令和4年度内に工事完成しなかった高岳地区の圃場整備事業の負担金、それからため池等整備事業、身ノ淵、それから山内地区、真崎堰地区の繰越負担金、今戸八郎瀧地区の県営土地改良事業負担金、林業費では浅見内線の林道開設事業負担金、五城目橋と樺太橋の工期延長による繰り越し、災害復旧費は農林と建設合わせて49か所分の繰越明許費を令和5年度に繰り越したものであります。

委員からの建設課及び農林振興課関係の繰り越し件数が多いが、今後対応できるかという質疑に、建設課からは、該当する河川18か所、道路7か所に隣接する農地が耕作されていない箇所は現在着手中で、農作業に影響の出る路線は稲刈り後に工事を再開し、遅くとも令和6年1月から2月には建設課関係全てを終えられると考えていると。農林振興課からは、圃場整備や土地改良事業、林道建設は、事業主体の県が進めている。災害復旧費では、農業用施設9か所は5月中に完成し、検査も終了。林道の復旧については、6か所は完成か、ほぼ完成、5か所は着手中で、年度内完了の見込みであると答弁

がありました。

そして次の質疑では、繰り越し事業を多く抱えているが、今後発注される通常の公共工事に対応はできるかという問いに、町内業者は限られているが、万が一入札が不調・不落になった場合は、改めて業者を選定し直して再入札をしながらでも事業を進めていかなければならないと考えているという答弁がございました。

ほかには特に意見もなく、報告第1号は、全会一致で報告済みと決しました。

報告第2号、令和4年度五城目町一般会計事故繰越し繰越し計算書についてであります。事故繰越し1件を令和5年度に繰り越し、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、議会に報告されたものであります。

これは県営土地改良工事に伴う資材の納入が遅れたもので、内容を問う質疑に、資材は鉄筋であり、製造工場がコロナの影響で人員が不足し、稼働状況が悪化したことで納期が遅れた。令和3年度から4年度へ繰り越した工事がさらに4年度から5年度に事故繰越しとなったという答弁がございました。

ほかには特に意見もなく、報告第2号は、全会一致で報告済みと決しました。

報告第3号、令和4年度五城目町水道事業会計予算繰越し計算書についてであります。

令和4年度の水道事業会計予算について、令和5年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づいて議会に報告をされたものであります。

内容は、湯ノ又橋橋梁添架管の災害復旧工事請負費1,632万4,000円であります。

今年3月27日から9月29日という工期の確認以外には特に意見もなく、報告第3号は、全会一致で報告済みと決しました。

続いて、報告第4号、令和4年度五城目町下水道事業会計予算繰越し計算書についてであります。

これも地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、議会に報告されたものであり、その内容は、流域下水道建設費負担金において、機器製作に必要な半導体や樹脂などの納期が世界的な供給不足により長期化し、遅れが生じたことにより、県の工事の当初期間内での完了が困難になり工事延長となったことに伴い、負担金210万1,000円を繰り越しするものであります。

委員から特に意見もなく、報告第4号は、全会一致で報告済みと決しました。

続いて、議案第34号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第1号）の当委員会

関係部分であります。

歳入歳出予算の総額に両委員会分合わせ1億9,805万9,000円を追加し、今年度の総額を59億5,405万9,000円とするもので、当委員会関係の主なものは、地方創生臨時交付金として物価高騰の影響を受けている生活者などに対し必要な支援ができるよう、8,441万2,000円が補正された。歳出に見合う財源として財政調整基金繰入金6,000万円、前年度繰越金1,410万8,000円を補正した。県営発電所周辺地区等特別助成金として新たに創設された特別枠500万円が補正され、その使い道は、DX推進、福祉対策、地域活性化、公共施設整備に関する4項目から選定するとされており、当町ではマイナンバーに対応した記帳台と道路補修工事に充当する。

歳出の主なものとしては、コミュニティ事業助成金として広ケ野、蓬内台両町内会へ499万9,000円、それから原動機付キックボードのナンバープレート購入費用として30枚分の6万7,000円、価格高騰重点支援特別給付金として非課税世帯1,600世帯に3万円を給付、それから昭和55年に設置された馬場目町下地区の揚水機と用水路の調査設計委託料1,000万円、森山森林公園町山堤対岸周辺の遊歩道修繕料24万8,000円、物価高騰対策事業として町民1人当たり1万円分の商品券を発行するオール五城目生活応援商品券事業、建設課会計年度任用職員1名減に伴う減額と、道路などの補修において1名減分を補うため、町建設協会に委託料224万3,000円を計上。それから、外環状線片側交互通行に伴う信号機などの借り上げ料350万円、大川地区への集水柵設置にかかる131万2,000円などであります。

委員から、価格高騰重点支援特別給付金、非課税世帯に3万円給付を1,600世帯に支給することへの内容で、世帯分離して介護施設に入っていらっしゃる方には支払う必要はないのではないか。国の意向はどうなっているかという質疑があり、当局からは、あったか灯油などこれまでの助成事業でも一律に助成しているということがある。入居者も身の回り品の買い物など何らかの影響を受けているので一律とさせていただいた。国からはそこまでは定められていないという答弁がありました。

また、原動機付キックボード用のナンバープレートについて確認する質疑には、7月1日の道交法の改正により、電動キックボードが特定小型原動機付自転車に分類されるためナンバープレートが必要になるもので、縦横ともに10cmで、色は白色、今回30枚分を計上している。

有害鳥獣駆除事業補助金84万円の内容を問う質疑には、令和4年度から免許取得活動をしている方が3名いらっしゃる。狩猟免許取得補助3人分22万8,000円、散弾銃取得などの補助金61万2,000円であると答弁がありました。

それからコミュニティ事業補助金、各250万円の内容を問う質疑には、テント、エアコン、冷蔵庫、扇風機、発電機、電子レンジなど、集会所で使用するものを購入予定である。これまでの実績は、一般コミュニティが25件、自主防災が11件となっているという説明がありました。

物価高騰対策事業のオール五城目生活応援商品券事業についての質疑には、かかる費用9,091万円の財源は、国の地方創生臨時交付金5,181万円、そして一般財源3,910万円で、今回は千円の商品券を10枚綴りとし、7月下旬に郵送開始し、お盆の買い物需要に間に合わせたい。利用期限は12月31日となっているという答弁がございました。

これらの審査の結果、ほかには意見もなく、議案第34号の関係部分は、全会一致で可決すべきものと決しました。

ここからは陳情でございます。

当委員会に付託された陳情は2件であります。

陳情受理番号第5号、国に対し、適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度の延期・見直しを求める陳情であります。

陳情の趣旨は、地域経済が一層疲弊している中、本年10月からインボイス制度が始まる予定である。インボイスを発行するためには、営業収入が少なくても課税事業者になる必要があり、消費税の納税義務が発生する。個人事業主、フリーランス、ひとり親方、小規模農家など広範な事業者には負担増が強いられ、廃業の増加や成長意欲の低下を招くなど、地域経済の衰退に拍車をかける恐れがある。多くの事業者は、新型コロナ危機のもと、事業継続に懸命に取り組んでおり、登録や経理変更の準備に取りかかる状況ではない。よって、政府にインボイス制度の実施延期を求める意見書の提出をというものであります。

営業収入の少ない免税事業者にも消費税納税の義務が生ずるというデメリットはありますが、取引先の仕入れ控除の対象になり、安定した取引につながるなどメリットは多い。当初、本年3月31日までとした事業者登録申請は9月まで延長され、10月のスタートに向け、本町はじめ全国で鋭意準備が進められております。何よりも消費者が納

めた消費税が的確に納税されることは当たり前のことであり、延期・見直しするものではないと判断し、陳情受理番号第5号は、全会一致で不採択とすべきと決しております。

最後に、陳情受理番号第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情であります。

陳情の趣旨は、地方公共団体には急激な少子高齢化、社会保障制度の整備、子育て施策、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など極めて多岐にわたる役割が求められている。しかし、人員は不足し、疲弊する職場というのが実態である。さらに、コロナや大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政として、政府は骨太方針2021において、2021年度の地方一般財源の水準を2024年度まで確保しているとされているが、対応できるのか大きな不安が残されている。そういったことから、政府及び関係機関に地方財政の充実・強化を求める意見書の提出をというものであります。

委員からの反対意見はなく、陳情受理番号第6号は、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上、本定例会において総務産業常任委員会に付託された付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。総務産業常任委員会に付託の議案第34号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「議長、異議あり」の声あり）

○議長（石川交三君） 9番斎藤晋議員

○9番（斎藤晋君） 議案第30号について、内容についてはよく理解もしているつもりですけれども、今、物価高の中、給料も上がらず、年金も上がらず困っている町民のことを思えば、これには反対いたします。

それから、インボイス制度の陳情についてですけれども、これは個人事業主というよりも、小遣い稼ぎをしている年寄り、それから高校生、大学生、本当に自分の食べるためにという方もいるでしょうけれども、小遣い稼ぎもしている個人、老人、特に老人ですね、こういう方のことを考えれば、これはいずれ決まることではあろうとも、やはり議会ではこれは採択しておくべきではないかと思えます。

以上です。

○議長（石川交三君） ただいま議案第30号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、また、陳情のインボイスに対する延期を求める陳情について、9番齋藤晋議員より発言がございました。

ほかに異議のある方いらっしゃいますか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 議案第30号について異議がありました。

まず最初に、他の案件について先に処理をいたします。

議案第29号、議案第31号、議案第32号、議案第33号、報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号、陳情6号は、委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第29号は原案可決と決します。議案第31号、議案第32号、議案第33号は原案承認と決します。報告第1号、報告第2号、報告第3号、報告第4号は報告済みと決します。陳情第6号は採択と決します。

議案第30号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

議案第30号について討論ございますか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 討論なしと認めます。

これより議案第30号について採決をいたします。採決の方法は起立によって行います。議案第30号に対する委員長の報告は可決です。議案第30号について、委員長報告のとおり可決に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（石川交三君） 起立多数です。したがって、議案第30号、五城目町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、委員長報告のとおり可決と決します。

次に、陳情第5号、国に対し、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の延期・見直しを求める陳情について、先ほど9番齋藤晋議員より発言がございました。

陳情第5号について討論ございますか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 討論なしと認めます。

陳情第5号、国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情を議題といたします。

採決の方法は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は不採択です。原案について採決をいたします。陳情第5号について、採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(石川交三君) 表決を変えることはできません。よろしいですね。

起立少数です。したがって、陳情第5号、国に対し、適格請求書等保存方式(インボイス制度)の延期・見直しを求める陳情は不採択と決めます。

次に、委員会提出議案第6号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。6番荒川滋委員長

○総務産業常任委員長(荒川滋君) 委員会提出議案第6号、地方財政の充実・強化を求める意見書についてであります。

提案理由を申し上げます。地方公共団体には、極めて多岐にわたる役割が求められているが、現実に地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルスや多発する大規模災害への対策も迫られている。政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしているが、増大する行政需要に十分対応し得るのか大きな不安が残されているため、地方財政の検討にあたっては、歳入歳出を的確に見積もり、地方財政の確立を目指すことを求めるものであります。

意見書(案)と提出先は資料に添付してありますので、よろしく願います。

○議長(石川交三君) 本案に対する質疑を許します。

(「質疑なし」の声あり)

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第6号は可決と決します。

次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。5番椎名志保委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 令和5年6月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件は、関係部分を含む5件であります。

これらの審査のため、6月14日午後2時45分より教育民生常任委員会室において会議を開いておりますので、その経過と結果について報告いたします。

出席委員は1名欠席の6名。参与には、畑澤教育長、工藤学校教育課長、越高生涯学習課長、石井住民生活課長、石井健康福祉課長、佐々木消防長はじめ関係職員、書記には、生涯学習課猿田係長、住民生活課松橋係長、地域包括支援センター小林主査、消防本部畠山消防副士長、近藤消防副士長をそれぞれ指名し、会議に入っております。

審査に入る前に、議案第34号、令和5年度五城目町一般会計補正予算（第1号）、消防署関係部分である消防施設解体撤去処理委託料について、当局より当該施設の説明があり、それを受け、下山内中央貯水槽、また、関連する西野中央貯水槽、下樋口消舎内貯水槽、寺庭消舎内貯水槽、以上4か所の現地視察を行い、15日に審査を再開したところでありました。

はじめに、議案第28号、物品売買契約の締結について、令和5年度 消防団軽四輪小型動力ポンプ積載車購入事業についてであります。

本案は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条による予定価格700万円以上の物品売買契約に該当するため、契約締結について議会で議決が求められたものであります。

購入物件は軽四輪小型動力ポンプ積載車4台、契約金額は2,717万円、納入期限は令和6年3月31日、契約の相手方は猿田興業株式会社 代表取締役社長 猿田知久であります。

委員から、配備される分団、車両の様式を問う質疑があり、当局から、第1分団築地町消舎、第2・3分団1部紀久栄町消舎、第10・11分団2部湯ノ又消舎、第12・

1 3 分団 2 部谷地中消舎に配備される。車両はデッキバンタイプで、乗車する 4 名全員がルーフで寒さから守られ、より安全性も確保されるとの答弁がございました。

また、委員から、旧車両が海外へ寄贈されることに関連し、今後、独立行政法人国際協力機構 JICA と町が連携する可能性が見られ、総合学習で「五城目で世界一周」といった国際的な学びも行われていることでもあり、教育的効果が得られるよう各課連携することも必要だとの指摘もなされました。

3 か年にわたった事業が、今年度で小型ポンプ積載車 1 3 台全ての入れ替えが完了することになります。

議案第 2 8 号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第 3 4 号、令和 5 年度五城目町一般会計補正予算（第 1 号）関係部分についてであります。

健康福祉課関係の主なものは、エネルギー価格の高騰をはじめ昨今の物価高を支援するため、町内各施設に対する物価高騰対策事業補助金の増額補正であります。

委員から、介護保険施設に対する補助が住民税非課税世帯への補助と世帯分離をし施設入所されている方への補助が重複するのではないか。そういった調整は行われなかつたのかとの質疑があり、当局から、各施設の運営に対する補助であり、直接個人に補助するものではないとの答弁がございました。

委員から、コロナ対策事業として全町民に対し灯油などへの支援が行われた際には、施設入所世帯は対象外であった。総務課とやりとりするなど、町の考えを示すため横の連携が必要ではなかつたかとの指摘もなされたところであります。

住民生活課関係の主なものとして、備蓄倉庫工事請負費の増額補正について、委員から詳細を問う質疑があり、当局から、予算計上の際、同じ場所にあるスパーク五城目の地質データをもとに算出したが、当初想定していた深さでは硬い層が確認できなかつた。追加調査をした結果、深度 2 4 から 2 7 m で支持層を確認。地盤改良にも費用の増額が見込まれることから、追加調査分の費用と工事費を増額補正するものであるとの答弁がございました。

また、2 月の全員協議会の折、耐火構造にする必要があるため、5. 6 m の高さになるとの説明をしていたが、天井を耐火構造にすることで高さを抑えることができ、当初示していた 4. 6 m の高さで建設する。建設費は変わらないとの説明もなされました。

消防署関係では、現地視察を行った貯水槽等の撤去処理委託料について、委員から、

法令に違反するものではないが、行政目的から見ると不適切な処分であると感じ、瑕疵ある行政行為と言わざるを得ないと言い切っていることである。撤去を公費負担とすべきとの指摘がなされました。

また、当局より、このことが今後の前例になるものではない。また、消防施設が私有地に設置されているところに関しては、土地所有者のご厚意のもとに利用させていただいているものと捉え、今後の維持管理については適切に行っていくとの説明がございました。

また、委員から、これからの貯水槽の在り方について、計画的な修繕が望ましいのか、また、役目を終え撤去したほうがいいのかといったシミュレーションをするなど、その後の新たな活用法を含め検討が必要ではないかとの質疑があり、当局から、まさにその部分が今後の課題であり、国から示されたものはないが、全国的な課題と認識し、耐用年数の経過したものにどう関わっていくのか、周囲の水利の状況も見極め、考えていかなければならないとの答弁がございました。

また、ほかに委員から、消防団の力向上モデル事業の詳細を問う質疑があり、当局から、総務省消防庁で行っている事業で、消防団運営の普及促進を目的として行う取り組みを全国の市町村から募集し、その効果を消防庁に代わって市町村が実施する事業で、上限が500万円の交付である。本町から提案した事業は、現在使用している防火衣と違うデザインの防火衣を積載車が配備されている町内13の消舎に5着ずつ配備し、火災発生時に先発隊はそれを着て出動し、指揮隊から活動方針を下命される。現在配備されている防火衣を着て後着した消防団員は、新しい防火衣を着た団員から方針を聞くことによって活動が円滑に進められるのではないかと目的を提案したものであり、それが認められ、13の消舎に5着ずつ、団本部幹部に4着、1着7万円を合わせて69着購入するものであるとの答弁がございました。

防火衣が区別され、団員が見分けられることで、消防職員からの指示伝達もスムーズに行われる。統制のとれた現場活動を地域住民が目当たりすることで、自分も消防団に入り活動したいという人が現れ、消防団の加入促進につながればといったことも目的であるとの説明もなされました。

当事業は、昨年、消防大学校「消防団活性化推進コース」課程に派遣された職員がこの事業があることを知り、署に伝え、取り組んでみることになり、その職員の提案が認められ、交付に至ったものであります。

学校教育課関係、いのちの教育あったかエリア事業の詳細を問う質疑があり、当局から、講演については、五P連の研修会と合わせ、講師に、事故からの復活を果たした自らの経験をもとに命の大切さを訴え、全国で講演活動をされている元教員腰塚勇人氏を招き、9月の開催を予定している。また、小学生対象の芸術鑑賞、劇団風の子の命の教育を題材とした公演も予定している。今まで行われていた消防署による救急救命講座も命の授業として活用されるといった答弁がございました。

生涯学習課関係、スポーツ少年団支援事業費の増額補正について、委員から、全国卓球選手権大会バンビの部出場への補助であるが、中学生や本町在住の高校生が全国規模の大会への出場を決めた際にも同様に支援されるのか。町の規定はどうなっているのかと質疑があり、当局から、予選会を経て全国大会出場を決めた場合には、激励金として助成する体制は整っていると答弁がございました。

その際は漏れがないよう情報を得ていただきたいと指摘がなされ、当局からは、各学校、体協などと連絡を取り合い、町広報でも呼びかけるなど、漏れがないよう努めると発言がございました。

議案第34号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第35号、令和5年度五城目町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

マイナンバーカードと保険証の一体化周知のためのチラシ印刷代の増額補正であります。

委員から、来年秋頃には保険証が廃止されると聞いている。マイナンバーカードの申請ができない人は無保険になるのか。五城目町民を無保険状態にしないための考えはあるのか。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体化事業を進めるなど、求められるものも多くなっている。周知のためのチラシを町として工夫するのかとの質疑があり、当局から、このたびの印刷製本費の増額補正は、国から示されたイメージのチラシをコピーして周知するといったものである。4月1日現在、国保のマイナンバーカードの保険証ひもづけがされている方は55.6%、約1,000人である。申請がなく無資格者となることを防ぐために、国保の加入者であることを証明する資格確認書の発行を国からも提案され、様式も今後示されるものと思われる。その周知に努めていくとの答弁がございました。

また、マイナンバーカードを紛失した場合、再発行までの手順を問う質疑があり、当

局から、警察署に紛失の届け出をし、悪用されないよう利用停止の手続きをとる。その後改めてマイナンバーカードの再申請の届け出をいただき、1か月弱ほどで再発行される流れであると答弁がございました。

議案第35号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、議案第36号、令和5年度五城目町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険事業勘定の前年度繰越金、基金積み立て、介護サービス事業勘定の前年度繰越金、保険事業勘定への繰出金などの補正であります。

委員から、県への償還金について質疑があり、当局から、7,000万円ほどの償還金が必要になると思われると答弁がございました。

また、委員から、第9期を計画するために第8期3年間で振り返って分析し、町民の負担が安定し、高くならないよう取り組んでいただきたいとの指摘もなされました。

議案第36号は、全会一致で可決すべきものと決しております。

次に、陳情第7号、ゆたかな学びの実現及び教職員定数改善並びに義務教育費国庫負担割合引き上げを図るための、2024年度政府予算に係る意見書採択の陳情についてであります。

内容といたしましては、学校現場では解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、教職員定数改善が不可欠である。また、きめ細かい教育活動を進めるためには、更なる学級編成標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要である。ゆたかな子どもの学びを保障するための財源は、国が負担すべきと考えるところであります。

委員から、教員採用試験の倍率が著しく低下している。教職員の働き方改革が一向に進まないことがかなり影響していると思われる。国の施策の方針が現場の実情とかけ離れているようにも感じ、陳情はもちろんだが、県へも働きかけてほしいとの意見があり、参与である教育長からは、現場はさらに多忙となる傾向にある。政府の骨太の方針案や文部科学大臣が中教審へ処遇改善を諮問している。処遇は改善されるかもしれないが、時間外勤務が減ることにはならず、定数が改善されない限り、教職員の多忙化は解消されない。教育長会、校長会としても国に対し要望しているが、なかなか進まない現状がある。引き続き要望していくとの発言もございました。

陳情第7号は、願意を了承し、全会一致で採択すべきものと決しております。

以上で、令和5年6月定例会において教育民生常任委員会に付託されました付議事件の審査の経過と結果についての報告といたします。

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑を許します。14番館岡議員

○14番（館岡隆君） 大変丁寧な審査報告ありがとうございました。前段で消防について随分詳しく質疑があったようでございますので、それについて若干伺いたいと思います。

1つは、軽の消防車、今回全部配置になるようでございますが、町民の声を聞きますと、残念ながら団員が不足しております、実際配置されるところに団員がほとんどいない団もあるというような話でございました。その流れからいって、今回消防庁から500万円来るような話が出ていましたが、それに防火衣についての話もございました。これが69着だったか、六十数着だったようですが、7万円の服で、大体総務省消防庁から来る金でほとんど、その分で69着にしたのかどうか。実際団員が何人いて、全部の団員に行き渡るように、本来でありますそれは団員一人一人に配付したほうがよろしいんじゃないかなと思うんです。500万円だけでなく、町単独の金も含めて、実際の消防団員全員に行き渡るといった配付の仕方をしていいんじゃないかなと思いました。そのことが不足している団員を幾らかでも増やしていけるような状況になるんじゃないかなと期待しております。

それと、1つ、二十何号だったか、防火水槽の件について、今回のやり方については今後考えていかなきゃならないという話が出ていましたし、今後それらに匹敵するといえますか、今回のような状況になる防火水槽が幾らあって、今回のように買い上げて直していくというのは大変な金かかっていくことですので、それに近いような状況の防火水槽が何箇所あってどうだったのか、そこら辺を伺っておきたいと思います。

○議長（石川交三君） 5番椎名志保委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 消防庁からの交付金によって配備される防火衣の件についてですが、防火衣は69着で、各13の消舎に5着ずつ配備されることとなっております。前、現在配備されるものと合わせて活用されるもので、今回は13の消防消舎掛ける5着で69着の配備となります。

防火水槽のことですが、今回の件はいろいろなこれまでの経緯などがあり、公費を負担し撤去をするということでしたが、今後課題となるような事例は現場視察の中に入れていただき、視察を行ったことですが、今回のことがこの後の前例になるものではない

ということを確認し、今後は一つひとつの防火水槽について対応していくものということとです。

○議長（石川交三君） ほかに。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 委員長報告に対する質疑は終わったものと認めます。

お諮りいたします。教育民生常任委員会に付託の議案第34号を除く各案件については、この際、討論省略の上、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第28号、議案第35号、議案第36号は原案可決と決します。陳情第7号は採択と決します。

次に、委員会提出議案第7号を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

委員会提出議案第7号、少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。5番椎名志保委員長

○教育民生常任委員長（椎名志保君） 委員会提出議案第7号、少人数学級・教職員定数の改善並びに義務教育費国庫負担制度拡充に係る意見書について、提案理由を申し述べます。

ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するために、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように必要な財源措置を講ずること。また、教育の機会均等と水準の維持向上を図るため地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度の負担割合の引き上げを国に強く求めるものであります。

意見書（案）と提出先は資料に添付してございますので、よろしく願いいたします。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。本案のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、委員会提出議案第7号は可決と決します。

次に、議案第34号、令和5年度五城目町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

各委員長の報告は原案可決です。議案第34号については、この際、討論省略の上、各委員長報告のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第34号は原案可決と決します。

次に、お諮りをいたします。議案第37号、五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてから議案第49号、五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、これを一括議題に供したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議案第37号から議案第49号の五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについての13件を一括議題といたします。

議案配付のため、暫時休憩します。

午前11時10分 休憩

.....
午前11時16分 再開

○議長(石川交三君) 再開いたします。

議案第37号から議案第49号の13件について提案理由の説明を求めます。渡邊町長

○町長(渡邊彦兵衛君) 議案第37号から49号を一括上程とし、五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて、提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現在の農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となることから、五城目町農業委員会の委員の定数に関する条例で規定する13名を委員として任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を

求めるものであります。

議案第37号は草皆義彦氏65歳、議案第38号は館岡晃氏65歳、議案第39号は佐川誠氏65歳、議案第40号は伊藤信子氏68歳、議案第41号は金子成敏氏66歳、議案第42号は澤田石清樹氏62歳、議案第43号は猿田実氏72歳、議案第44号は伊藤春美氏59歳、議案第45号は竹内治子氏51歳、議案第46号は伊藤さくら氏47歳、議案第47号は浅野正氏66歳、議案第48号は佐藤正一氏56歳、議案第49号は館岡恵氏65歳を候補者として選定しております。

13名の候補者につきましては、これまでの農業における経歴、お人柄などから真に適任と思われますので、よろしく願いいたします。

なお、委員の任期は、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3か年となっております。

委員の経歴につきましては、お手元の議案に添付してありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑を許します。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 本案に対する質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。議案第37号から議案第49号の五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについてを一括採決に供したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。

お諮りいたします。議案第37号から議案第49号のこれが審査については、委員会付託を省略し、この際、討論省略の上、同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石川交三君） 異議ないものと認めます。よって、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号、議案第46号、議案第47号、議案第48号、議案第49号の五城目町農業委員会委員の任命につき同意を求めることについては、同意することに決定いたします。

資料は後ほど回収いたします。

次に、議員派遣の件についてを議題といたします。

議員派遣については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第115条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。議員派遣の件について、決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の件については決定いたします。

お諮りいたします。ただいま決定しました議員派遣の内容に今後変更を要する場合は、その取り扱いを議長に一任いただきたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

次に、議会運営委員長より、次の議会の会期日程等に関する審査のため、五城目町議会会議規則第71条の規定により、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石川交三君) 異議ないものと認めます。よって、次の議会の会期日程等に関する審査等のため、閉会中の継続審査とすることに決定いたします。

以上で本日の会議は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回五城目町議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労様でした。

午前11時22分 閉会

会 議 録 署 名 議 員

議 長

議 員

議 員